

③ 通所介護（デイサービス）

- ・基本報酬のサービス提供時間区分の見直し
 - ア 通所介護の基本報酬は、2時間ごとの設定としているが、事業所のサービス提供時間の実態を踏まえて、基本報酬のサービス提供時間区分を1時間ごとに見直すこととする。

- ・生活機能向上連携加算の創設
 - ※介護老人福祉施設の生活機能向上連携加算と同様

- ・心身機能に係るアウトカム評価の創設（ADL 維持等加算の創設）
 - ア 自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合を新たに評価する。

- ・栄養改善の取組の推進（栄養改善加算の見直し）
 - ア 栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。

- ・栄養改善の取組の推進（栄養改善加算の見直し）
 - イ 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。